

別紙

「養育費」について

- 1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
 - ① 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ、生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
 - ② 児童扶養手当を受給している者が母親である場合には、受け取った者が母親又は児童（母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、児童扶養手当を受給している者が父親である場合には、受け取った者が父親又は児童（父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
 - ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、商品券など）であること。
 - ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
 - ⑤ 「養育費」、「仕送り」「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。
- 2 したがって、次のようなものは「養育費」に含まれません。
 - ① 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外から支払われたもの
 - ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
 - ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
 - ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
 - ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1. 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎養育費かどうか分からない場合は、市役所、区役所又は町村役場の担当者にお尋ね下さい。